

一般社団法人アリーナスポーツ協議会 定款

平成 25 年 5 月 31 日作成

# 定 款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人アリーナスポーツ協議会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、会員相互の支援、交流、連絡その他会員に共通する利益を図る活動及びアリーナスポーツの普及と振興に関する活動を行い、アリーナスポーツ文化の醸成によって国民の豊かな生活の実現に寄与することを目的として、次の事業を行う。

- 1 会員相互の支援、交流、連絡その他会員に共通する利益を図る活動
- 2 日本国内のアリーナに関する現状を調査及び発信する事業
- 3 アリーナの企画、設計、運用において指針となる計画及び規範の作成事業
- 4 アリーナスポーツに関する現状を調査及び発信する事業
- 5 セミナー、講演会の企画、開催、運営事業
- 6 機関紙及び機関誌の発行並びに資料の出版事業
- 7 前各号に附帯又は関連する一切の事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会、監事を置く。

## 第2章 社 員

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

- 2 社員となるには当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。

ただし、退社しようとするときは、当法人に、その旨書面をもって30日前までに届出なければならない。

(除名)

第9条 社員が、当法人の名誉を毀損し、または当法人の目的に反する行為をしたとき、若しくは社員としての義務に違反したときは、社員総会の決議により除名することができる。

但し、当該社員に対し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

## 第3章 会 員

(種別)

第11条 当法人には、次の5種の会員を置く。

- (1) 企業会員 当法人の目的に賛同して入会した企業
- (2) 競技団体会員 当法人の目的に賛同して入会した団体
- (3) 自治体会員 当法人の目的に賛同して入会した自治体
- (4) 特別協会員 当法人の目的に賛同して入会した実務協力をを行う企業・団体
- (5) 体育協会会員 当法人の目的に賛同して入会した体育協会

(入会)

第 12 条 当法人の会員になろうとする者は、理事会が定める「入会届」により申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(会費等)

第 13 条 会員は入会金及び会費を納めなければならない。

- 2 会費は年額とし、事業年度が変更した際に速やかに一括前納するものとする。
- 3 途中で入会した場合は、入会金およびその事業年度の会費（全額）を納入する。
- 4 前各項に定める会費及び納入単位を、以下の通りとする。  
自治体会員については入会金及び年会費を、競技団体会員については年会費を徴収しないものとする。

(1) 入会金	企業会員	10 万円
	競技団体会員	無料
	自治体会員	無料
	特別協力会員	0～20 万円
	体育協会会員	1 万円
(2) 年会費	企業会員	10 万円
	競技団体会員	無料
	自治体会員	無料
	特別協力会員	0～40 万円
	体育協会会員	1 万円

- 5 既に納入した入会金、年会費等は、返還しない。  
但し、年度途中で当該会員が廃止になった場合、すでに当該会員が入会費または年会費を納入しているときは、理事会の判断により返還をすることができる。

(任意退会)

第 14 条 会員は、理事会において別に定める「退会届」を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 15 条 会員が、当法人の名誉を毀損し、または当法人の目的に反する行為をしたとき、若しくは会員としての義務に違反したときは、社員総会の決議により除名することができる。  
但し、当該会員に対し、議決の前に弁明する機会を与えなければならない。

(会員の資格喪失)

第 16 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 2 年以上会費等を滞納したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総会員の同意があったとき
- (6) 会員が会費等を滞納している期間、会員は未入金分を納入するまでその資格を停止される。

(会員名簿)

第 17 条 当法人は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

- 2 当法人の会員に対する通知または催告は、会員名簿に記載した住所または会員が当法人に通知した住所にあてて行うものとする。

## 第 4 章 社員総会

(種類)

第 18 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種とする。

(開催)

第 19 条 定時社員総会は毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催する。

臨時社員総会は必要に応じて開催する。

- 2 社員総会は、理事会の決定した所在地において開催する。

(議決権)

第 20 条 社員は、1 個の議決権を有する。

(社員総会の権限)

第 21 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに入会金及び会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 役員報酬等の額

- (5) 各事業年度の決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(招集)

第 22 条 当法人の社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は会日より 1 週間前までに社員に対して発する。

(議長)

第 23 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(決議の方法)

第 24 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の 3 分の 1 以上の社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定に関わらず、次の決議は総社員の半数以上が出席し、総社員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として議決権を委任することができる。

- 4 前項の場合の社員は、第 1 項、及び第 2 項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第 25 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

- 2 議長及び出席した社員から選任された 2 名の議事録署名人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第5章 役員等

(役員の種類及び員数)

第26条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上

監事 2名以内

2 理事のうち1名を、代表理事とする。

(選任)

第27条 当法人の理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務・権限)

第28条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

(監事の職務・権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 役員は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第 31 条 役員が次のいずれかに該当するに至った時は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって（委任状を提出した者を含む）、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の承認をもってこれを行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第 32 条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

## 第 6 章 参与

(参与)

第 33 条 この法人は参与を置くことができる。

- (2) 参与は、理事会の決議によって代表理事が委嘱する。
- (3) 参与は、この法人の運営に関して、代表理事の諮問に応ずる。

(参与の任期)

第 34 条 任期は特に定めない。

(資格の喪失)

第 35 条 参与は、所定の退任届を提出して任意にいつでも退任することができる。また理事会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 36 条 本章に定める役職については無報酬とする。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 37 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席して意見を述べるることができる。

(権限)



第 38 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務の企画、立案及び執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

(招集)

第 39 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第 40 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 41 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く過半数の理事が出席し、出席理事の過半数の承認をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、「一般法人法」第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(職務の執行状況の報告)

第 42 条 代表理事は、毎事業年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告するものとする。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故もしくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名または記名押印する。

## 第 8 章 社員総会、理事会以外の機関等の設置

(委員会)

第 44 条 代表理事は当法人の目的を達成するために必要であると認めた時は、理事会の決議を経て委員会を置くことができる。

- 2 委員長は、代表理事又は理事会で指名する。
- 3 運営委員は、理事及び委員長が競技団体会員と企業会員から指名する。
- 4 委員長及び運営委員の報酬は無報酬とする。

## 第9章 資産及び会計

(事業年度)

第45条 当法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き一般の閲覧に供するものとする。

(予算外支出等)

第47条 代表理事はやむを得ない事由があるときは、理事会の決議を経て、予算外支出、予算超過支出又は科目の更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会において報告しなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項第3号、第4号の書類については、「一般法人法」施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
    - (1) 監査報告
    - (2) 理事及び監事の名簿
    - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
    - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なもの

のを記載した書類

(剰余金)

第 49 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 50 条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

(解散の事由)

第 51 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(附則)

平成25年5月31日 作成

平成25年6月7日 公証人認証

平成25年10月9日 一部改定

平成26年12月17日 一部改訂

平成27年9月30日 一部改訂

平成28年9月13日 一部改訂

令和2年9月10日 一部改訂